八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動促進法第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるもの（地域包括支援センターの設置者を除く。）

（法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業の一部の委託の要件）

第百四十条の六十八の三　法第百十五条の四十七第四項前段の規定により、地域包括支援センターの設置者（市町村を除く。次項において同じ。）が総合相談支援事業の一部を、前条に掲げる者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴いた上で、市町村長に届け出なければならない。

一　委託しようとする事業所の名称及び所在地

二　委託しようとする事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間

三　委託しようとする職員の職種及び員数

2　地域包括支援センターの設置者は、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴いた上で、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3　地域包括支援センターの設置者は、総合相談支援事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。

（法第百十五条の四十七第四項後段の厚生労働省令で定める方針）

第百四十条の六十八の四　法第百十五条の四十七第四項後段の厚生労働省令で定めるところにより市町村が示す方針は、次に掲げる方針とする。

一　当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針

二　当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

三　介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針

四　当該市町村との連携方針

五　当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針

六　その他地域の実情に応じて地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断した方針

（法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十九　法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（法第百十五条の四十五第一項第一号ニに掲げる事業の委託の届出）

第百四十条の七十　法第百十五条の四十七第六項の規定により、同条第五項の規定により法第百十五条の四十五第一項第一号ニに掲げる事業の実施の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、その事業の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（法第百十五条の四十七第六項の厚生労働省令で定める者）

第百四十条の七十一　法第百十五条の四十七第六項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

（新設）

（新設）

（法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十九　法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（法第百十五条の四十五第一項第一号ニに掲げる事業の委託の届出）

第百四十条の七十　法第百十五条の四十七第五項の規定により、同条第四項の規定により法第百十五条の四十五第一項第一号ニに掲げる事業の実施の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、その事業の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める者）

第百四十条の七十一　法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。